

軽度の方への福祉用具貸与サービス

平成18年4月、福祉用具貸与サービスの制度が変更され、平成19年4月に一部運用の見直しが行われました。

制度変更の趣旨は？

- 介護保険は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。
- 今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

| | 軽度者の方 | 中重度者の方 |
|--------------------|--------------------------|--------|
| 車いす及び車いす付属品 | 福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 認知症老人徘徊感知機器 | 福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 移動用リフト（つり具の部分を除く。） | 福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 手すり | 保険給付可能 | 保険給付可能 |
| スロープ | 保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 歩行器 | 保険給付可能 | 保険給付可能 |
| 歩行補助つえ | 保険給付可能 | 保険給付可能 |

- 制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。
- これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、原則として介護保険での保険給付は行われません。
- ただし、福祉用具を必要とする状態である場合については、介護保険での保険給付を受けることが可能です。
(左表太枠参照)

軽度者の方であっても、身体状況に照らし福祉用具を必要とする状態に該当すれば、引き続き保険給付を受けることが可能です。

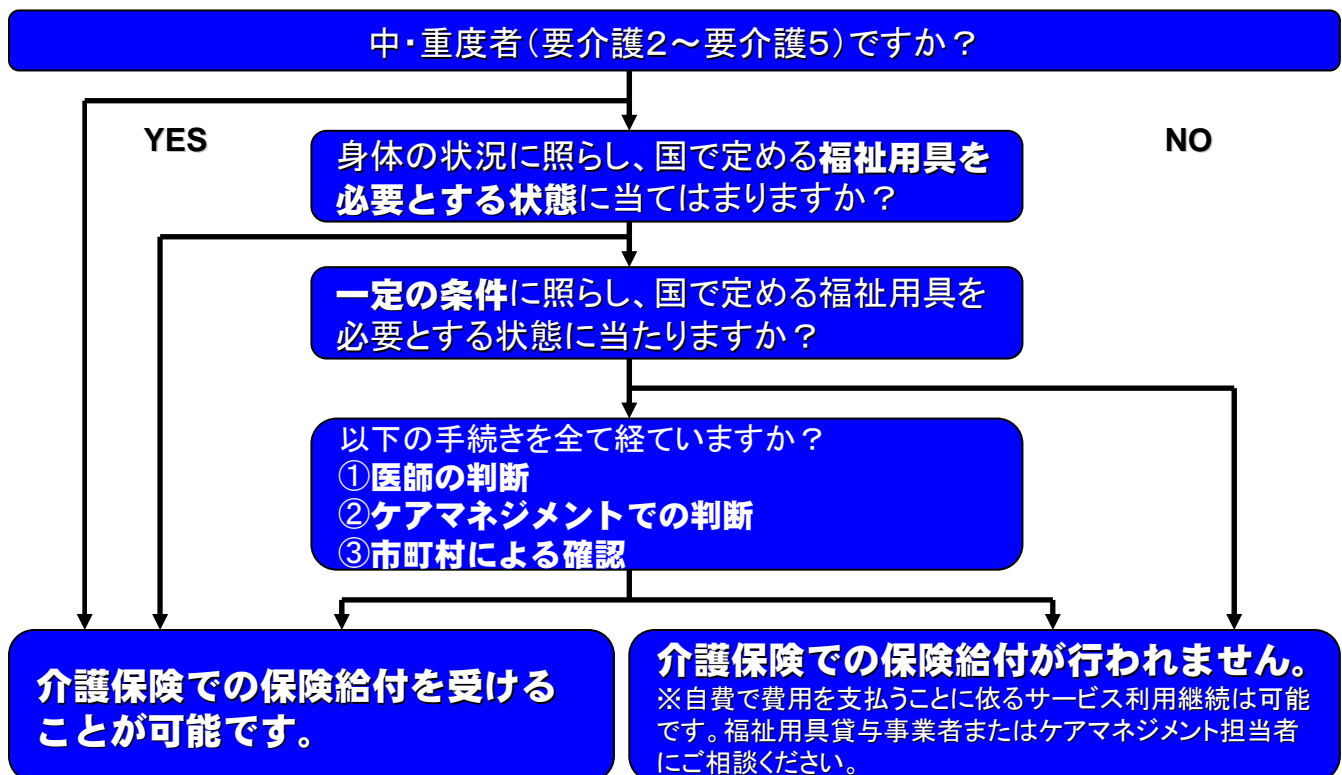
福祉用具を必要とする状態とは？

- 保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）
- 原則として、要介護認定データを利用して身体状況などを客観的に判断した結果、福祉用具を必要とする状態である方は、介護保険による福祉用具貸与サービスを利用できることとされています。
- また、あてはまらない方であっても、「一定の条件」に照らし、「**手続**」を経た結果、福祉用具を必要とする状態である方は、「**例外的に**」福祉用具サービスを利用できることがあります。
- なお、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくは福祉用具専門相談員（※）、ケアマネジメント担当者にご相談ください。

（※）福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売利用の際、利用者の病状や障害の度合いを見極め、ニーズに合わせて選び方や使い方についてアドバイスを行うとともに、福祉用具の点検等を行える専門的な知識及び技術を有する者。

制度の流れ



各種目毎の福祉用具を必要とする状態とその判定方法

| 種目 | 国で定める福祉用具を必要とする状態 | 判定方法 |
|--------------------|---|---|
| 車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に <u>歩行</u> が困難な者 ○ 日常生活範囲における <u>移動の支援</u> が特に必要と認められる者 | 【原則】 → <u>認定調査結果</u> で判断 → <u>ケアマネジメント</u> で判断 【例外】 → <u>一定の条件及び手続(※)</u> で判断 |
| 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に <u>起き上がり</u> が困難な者 ○ 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者 | 【原則】 → <u>認定調査結果</u> で判断 【例外】 → <u>一定の条件及び手続(※)</u> で判断 |
| 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に <u>寝返り</u> が困難な者 | 【原則】 → <u>認定調査結果</u> で判断 【例外】 → <u>一定の条件及び手続(※)</u> で判断 |
| 認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者 ○ <u>意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</u> ○ <u>移動において全介助を必要としない者</u> | 【原則】 → <u>認定調査結果</u> で判断 【例外】 → <u>一定の条件及び手続(※)</u> で判断 |
| 移動用リフト(つり具の部分を除く。) | 次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に <u>立ち上がり</u> が困難な者 ○ <u>移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</u> ○ 生活環境において <u>段差の解消</u> が必要と認められる者 | 【原則】 → <u>認定調査結果</u> で判断 【例外】 → <u>一定の条件及び手続(※)</u> で判断 【原則】 → <u>ケアマネジメント</u> で判断 |

(※) 一定の条件及び手続について

| 一定の条件 | 手続 |
|--|--|
| <p>疾病その他の原因により、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>I 日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 (例: パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等)</p> <p>II 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者 (例: がん末期の急速な状態悪化 等)</p> <p>III 身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 (例: ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等)</p> | <p>一定の条件に照らし、福祉用具を必要とする状態であることが、</p> <p>①医師の判断</p> <p>②ケアマネジメントでの判断</p> <p>③市町村の確認</p> <p><u>の全ての手続を経ていること。</u></p> |

※()内の状態は、あくまでも例示です。()の状態以外でも、I～IIIの状態と判断される場合があります。